

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年4月9日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県庁新規採用職員の配置名簿（平成29年度）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年4月17日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおりに特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

平成29年4月1日付け新規採用職員一覧

（2）開示しない部分

個人の氏名、フリガナ及び性別

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年7月12日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示部分を開示せよとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成29年8月24日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示部分を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報にすべき情報はないため

(2) 意見書

ア 平成29年9月26日收受

奈良県情報公開条例の解釈運用基準において、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、奈良県情報公開条例第7条第2号ただし書アにより、原則開示することになっている。

本件の新規採用職員一覧は、新規採用職員配置名簿の開示請求に対する開示文書であり、職員の配置は、当該職員がどういう職務を遂行するかを表わすものであるから、職務遂行に係る情報に含まれる。

更に、平成29年4月1日付新規採用職員の氏名は他の職員と同様に毎年7月に発行される奈良県総務部人事課編一奈良県職員録に所属とともに掲載されるから、奈良県情報公開条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されてゐる情報」に当たり開示されることになる。

フリガナは氏名と一体となった情報であり、氏名が開示されると100%に近い確率で読みも性別も推定される。また、男か女として生きるのは人間の宿命であり、氏名等を公開することにより性別が明らかになるのは受忍せざるを得ない。よって、氏名を開示しフリガナや性別を不開示にする意味に乏しい。

以上の理由により、不開示部分を開示すべきと考える。

イ 平成29年10月25日收受

採用年月日は、公務員がいつ採用されて働きはじめたかを示すものであり、私事に係わるものでなく、公務に関する情報であるから開示できる情報である。

よって、先の意見書（平成29年9月26日受理）と合わせて、本件平成29年4月1日付新規採用一覧は、職務遂行に係る配置リストであること、職員録において公にすることが予定されている情報であること、及び新規採用年月日という公務に関する情報であるという理由により、氏名等は開示できると考える。

ウ 平成30年9月19日收受

不開示の個人の氏名、フリガナは個人識別情報であるから、奈良県情報公開条例（以後「条例」という。）第7条第2号ただし書の問題に帰着する。

ただし書アでは、「個人識別情報であっても一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである」そして「慣行として」は、公にすることが慣行として行われることを意味し、「公にされ」とは、

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り」る（奈良県情報公開条例の解釈運用基準26頁）

つまり、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報は、開示によりプライバシー等を侵害するおそれはないので開示の対象となる。名古屋高裁判決平成17年（行コ）58号においては、公共図書館に保管されている新聞記事は、条例若しくは慣行により、公共図書館において原則誰でも閲覧できる状態にあると認められるから、記事中の氏名についても、新聞記事を閲覧することにより誰でも知り得る状態におかれていることになるから、公開すべき情報に当たると判示している。

新規採用職員のうち、辞令交付代表受領者と新規採用職員宣誓者は報道資料で公表することが慣行となっており、彼らを含めて他の職員の一部も新聞にその氏名が掲載される。そして、これらの報道資料、新聞は、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれていることが認められる。報道資料は県政情報センターの報道資料簿冊で、新聞記事は奈良新聞をはじめ一般紙の地方版は図書情報館で永久保存されており、誰でも閲覧することができる。

よって、辞令交付代表受領者、新規採用職員の氏名は公になっているのが認められるから不開示にするのは妥当でない。

その他の新規採用職員も全て職員録に所属と氏名及びフリガナが掲載される慣行となっており、職員録の索引から、平成28年度までの職員録になく平成29年度の職員録に初めて氏名が掲載された者は新規採用職員とわかる取り扱いとなっている。また、県庁に採用されたことは恥ずかしいことでも不名誉なことでもないと一般に考えられる。

以上から、新規採用職員の氏名等は公表慣行があり、条例等第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成29年4月1日付で新規採用した職員の一覧であり、その配属先部局及び所属、氏名及びフリガナ、並びに性別が記載されている。

2 条例第7条第2号の該当性について

本件決定では、平成29年4月1日付け新規採用職員一覧（以下「本件開示文書」という。）のうち個人の氏名、フリガナ及び性別について、条例第7条第2号に該当するため不開示としている。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る

部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件開示文書に記載された新規採用職員個人の氏名、フリガナ及び性別は、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するものとして、原則として開示することとされている。しかし、本件不開示情報は、特定の職員の採用年月日がわかる情報であり、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではないため、同号ただし書アに掲げる情報に該当しない。

また、同号ただし書イに掲げる情報に該当しないことは明らかであり、本件不開示情報が職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ウに掲げる情報にも該当しない。

したがって、これらの情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が新規採用職員の配属状況等を把握するために作成した平成29年4月1日付けで採用した新規採用職員の一覧表である。当該一覧表には、平成29年4月1日付けで採用された職員の配属先の部局名、所属名、氏名、フリガナ及び性別が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

個人の氏名、フリガナ及び性別（以下「本件氏名等」という。）は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件氏名等を公にした場合、本件決定において既に開示されている採用年月日、所属部局及び所属の名称と照合することにより、本件行政文書に記載されている実施機関の職員の採用年月日が明らかとなる。

そうすると、実施機関の職員の採用年月日が同号ただし書に掲げる情報に該当するか否かが問題となる。

そこで、実施機関の職員の採用年月日が公にされているか否かについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、採用年月日は職員録等に掲載しておらず、その他の方法においても公にしていないとのことであった。

この点について、事務局に確認させたところ、実施機関では奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に職員の所属、氏名及びフリガナを記載した上で一般に販売しているが、職員の採用年月日は職員録に掲載されておらず、その他実施機関において公にする慣行があると認められる事実は確認できなかった。

これらのことから、実施機関において職員の採用年月日を慣行として公にされている又は公にすることが予定されているとは認められず、公にすることを義務付ける法令等の規定もないことから、実施機関の職員の採用年月日が明らかとなる本件氏名等は同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の氏名、フリガナ及び性別は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 8月24日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成29年 9月26日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
平成29年10月25日	・ 審査請求人から意見書（平成29年10月25日收受）が提出された。
平成30年 9月19日	・ 審査請求人から意見書（平成30年9月19日收受）が提出された。
令和 2年11月20日 （第247回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和 2年12月28日 （第248回審査会）	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 1月29日 （第249回審査会）	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3年 2月18日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	